

議員提出議案第 19 号

芦屋市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第 109 条第 6 項及び会議規則第 13 条第 3 項の規定により提出します。

令和 3 年 3 月 22 日

芦屋市議会議長 中 島 健 一 様

提出者 芦屋市議会議会運営委員会  
委員長 帰 山 和 也

提案理由

本会議への欠席事由として育児，看護，介護等を明文化するとともに，出産については産前・産後期間にも配慮した規定とするほか，請願者に対し提出時に求めている押印を署名又は記名押印に改めるため，この規則を制定しようとするもの。

芦屋市議会規則第 号

芦屋市議会会議規則の一部を改正する規則

芦屋市議会会議規則（平成16年芦屋市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線又は太枠で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(欠席等の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由により、欠席、遅刻又は早退をしようとするときは、その理由を付し、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情により届出ができないときは、その事情がなくなった後、速やかに議長に届け出るものとする。</u></p> <p><u>2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</u></p> <p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第79条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所を記載し、<u>請願者が署名又は記名押印をしなければならない。</u></p> <p><u>2 請願者が法人又は団体の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日並びに法人の名称及び所在地を記載し、</u></p>	<p>(欠席等の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>疾病、出産その他の事由により、欠席、遅刻又は早退をしようとするときは、その理由を付し、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情により届出ができないときは、その事情がなくなった後、速やかに議長に届け出るものとする。</u></p> <p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第79条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、<u>請願者の住所及び氏名（法人又は団体の場合は、その名称及び代表者の氏名）を記載し、請願者が押印をしなければならない。</u></p>

改正後	改正前
<p><u>代表者が署名又は記名押印をしなければならない。</u></p> <p><u>3</u> 前2項の請願を紹介する議員は、請願書に署名又は記名押印をしなければならない。</p> <p><u>4</u> (略)</p>	<p><u>2</u> 請願を紹介する議員は、請願書に署名又は記名押印をしなければならない。</p> <p><u>3</u> (略)</p>

#### 附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。